

医療機関等を対象とした国庫補助事業 概要

■ 対象事業

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 医療施設等施設整備費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 2 医療施設等設備整備費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 3 医療提供体制施設整備交付金 | 交付対象事業の一部 |
| 4 医療提供体制推進事業費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 5 医療施設運営費等補助金 | 交付対象事業の一部 |

■ 説明

- この資料は、以下の交付要綱から抜粋したものです。
「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」
「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」
「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」
「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」
- 各要綱に基づく事業のうち、宮城県が補助金を交付する対象となり得る主な事業に限定して掲載しています。
- 宮城県ホームページの下記ページに各要綱等を掲載していますので、必要に応じて御参照いただき、要件や基準等の詳細を御確認ください。
- 同ページには、調査票回答様式の電子ファイルも掲載していますので、ダウンロードして御利用ください。
- 不明な点や質問等がございましたら、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

<宮城県ホームページ内 医療政策課ページ>

トップページ > 分類 > 健康・福祉 > 医療制度・政策 > 医療関連機関
> 医療機関等を対象とした国庫補助金に係る意向調査について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/tiiki040.html>

■ お問い合わせ先

宮城県保健福祉部医療政策課

TEL : 022-211-2617

FAX : 022-211-2694

Eメール : tiikii2@pref.miyagi.lg.jp

医療施設等施設整備費補助金概要（令和８年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	種目等	構造別	単価	対象経費		
	独法	公立	公的	民間									
(1) へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師又は歯科医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	一般地区 離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000	へき地診療所の新築、増築、改築、改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費等及び買収に要する経費		
						ヘリポート	104,292千円					ヘリポート整備に要する工事費等	
(3) へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3	—	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	一般地区 離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000	へき地保健指導所の新築に要する工事費等		
						ブロック	444,000						
						木造	362,000						
(4) 研修医のための研修施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡(1,000㎡を限度) (2) 増築・改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積	—	鉄筋コンクリート	558,000	研修棟の新築、増改築に要する工事費等		
						ブロック	444,000						
						木造	362,000						
(5) 臨床研修病院施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	500㎡	—	鉄筋コンクリート	558,000	外来診療棟(臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。)の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等		
						ブロック	444,000						
(10) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	○	○	×	○	1/2	—	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 90,653千円 (2) 解剖室等整備の場合 224,993千円				死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の増改築、改修に要する工事費等		
(12) 院内感染対策施設整備事業	○	×	×	△	1/3	—	1室あたり 38,109千円 ※空調設備を整備する場合は、40,354千円加算				感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費		
(13) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	○	○	○	△	1/3	—	対象の長さ1m当たり 104千円(30mを限度)				ブロック塀の改修等に要する工事費又は工事請負費		
(15) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	△	△	△	△	1/3	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	診療部門 医師住宅 看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000	診療所の新築、増築、改築、改修に要する工事費等及び買収に要する経費		
									ブロック	444,000			
									木造	362,000			
(16) 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	○	○	○	○	1/3	—	80㎡	—	鉄筋コンクリート	558,000	医師の勤務・生活環境改善に資する新築、増築、改築、改修に要する工事費等		
									ブロック	444,000			
									木造	362,000			

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…（間接）補助事業者となり得ない

医療施設等設備整備費補助金概要（令和８年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間				
(1) へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	1/2	医療機器整備費	16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費
(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業	×	○	○	×	1/2	患者輸送車	（マイクロバスの場合）1 台当たり 2,829千円 （ワゴン車の場合）1 台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車等の購入費
						患者輸送艇	1 隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費
						患者輸送用雪上車	1 台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費
						医師往診用小型雪上車	1 台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費
(3) へき地巡回診療車（船）整備事業	×	○	○	×	1/2	巡回診療車	1 台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び積載する医療機器具購入費
						巡回診療用雪上車	1 台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び積載する医療機器具購入費
						巡回診療船	1 隻当たり 9,081千円（中型は24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び積載する医療機器具購入費
(8) へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	1/3	保健師用自動車	1 台当たり 478千円	保健師用自動車購入費
(10) 遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	1/2	遠隔医療設備整備費	（遠隔病理診断） 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 （遠隔画像診断及び助言） 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 （遠隔手術指導） 5,580千円 （オンライン診療装置） 2,660千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業	△	×	○	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	○	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
(15) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	○	×	×	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）20,000千円 （依頼側医療機関）10,000千円	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニター、ディスプレイ等の購入費

医療施設等設備整備費補助金概要（令和 8 年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間				
(16) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	○	○	×	○	1/2	医療機器等整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）
(17) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	○	○	×	○	1/2	医療機器等整備費	71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費
(18) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	○	○	○	○	1/2	簡易自家発電装置等整備費	1 台当たり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
(19) 遠隔ICU体制整備促進事業	○	○	○	○	1/2	情報通信機器	支援側医療機関 120,000千円 依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費
(21) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	△	△	△	△	1/3	医療機器等整備費	16,500千円	診療所として必要な医療機器等購入費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…（間接）補助事業者となり得ない

医療提供体制施設整備交付金概要（令和8年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1 医療機関当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする）	種目等	構造別	単価	対象経費
		独法	公立	公的	民間							
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡		鉄筋コンクリート	558,000	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等
										ブロック	444,000	
										木造	362,000	
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	150㎡		鉄筋コンクリート	558,000	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等 C C Uの新築、増改築、改修に要する工事費等 S C Uの新築、増改築、改修に要する工事費等
							C C U	15㎡×心臓病専用病床数（2床を限度）				
							S C U	15㎡×脳卒中専用病床数（2床を限度）				
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	△	×	○	○	0.33	—	78,720千円				ヘリポート整備に要する工事費等
	(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	△	×	○	○	0.33	格納庫	275,698千円				ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備に要する工事費等
							給油施設	173,625千円				ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に要する工事費等
							融雪施設	173,625千円				ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に要する工事費等
	(5) 救命救急センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	2,300㎡		鉄筋コンクリート	558,000	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等
							ヘリポート	125,436千円				ヘリポート整備に要する工事費等
							S C U	15㎡×脳卒中専用病床数（4床を限度）				S C Uの新築、増改築、改修に要する工事費等
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数（6床を限度）				小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等
							C C U	15㎡×心臓病専門病床数（4床を限度）				C C Uの新築、増改築、改修に要する工事費等
							重症外傷専門病床	15㎡×重症外傷専門病床数（4床を限度）				重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等
							補強	2,300㎡×108,900円				救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
	(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	150㎡		鉄筋コンクリート	558,000	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等
	(7) 小児初期救急センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	300㎡		鉄筋コンクリート	558,000	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等
										ブロック	444,000	
										木造	362,000	
	(8) 小児集中治療室施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	20㎡×小児集中治療室病床数		鉄筋コンクリート	558,000	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等

医療提供体制施設整備交付金概要（令和8年度）

事業 分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種 目	1 医療機関当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実 面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実 面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	種目等	構造別	単価	対象経費	
		独法	公立	公的	民間								
	(9) 小児医療施設施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	病棟 診療棟	鉄筋コンクリート ブロック	558,000 444,000	小児医療施設の新築、増改築、 改修に要する工事費等	
	(10) 周産期医療施設施設整備事業	△	×	○	△	0.33	MFICU 整備	300㎡		鉄筋コンクリート ブロック	558,000 444,000	母体・胎児集中管理室の新築、 増改築、改修に要する工事費等	
							産科区域整備	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価309,900円	鉄筋コンクリート	558,000	産科区域整備に必要な各部門の 病棟入り口の扉の設置、病棟の ゾーニングを行うための改修等 に要する工事費等		
									ブロック	444,000			
	(11) 地域療育支援施設施設整備事業	△	×	○	○	0.50	—	130㎡×床数(10床を限度)	病棟 診療棟	鉄筋コンクリート ブロック	558,000 444,000	地域療育支援施設の新築、増改 築、改修に要する工事費等	
	(12) 共同利用施設施設整備事業	△	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床(50床を限度)×13.88(12.56)㎡	病棟 診療棟	鉄筋コンクリート ブロック	558,000 444,000	共同利用施設又は地域医療支援 病院の共同利用部門の新築、増 改築に要する工事費等	
A 医 療 計 画 等 の 推 進 に 関 する	(13) 医療施設近代化施設整備事業	△	×	○	○	0.33	精神病棟	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(150 床(300床)を限度) (加算条件) 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数(150 床(300床)を限度) (電子カルテ) 605千円×整備後の整備区域の病床数 (150床(300床)を限度)	病院 診療所	鉄筋コンクリート	558,000	医療施設の患者の療養環境、医 療従事者の職場環境、衛生環境 の改善及び患者サービスの向上 等に係る新築、増改築、改修に 要する工事費等	
							結核病棟改修等整備 事業	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (除圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数		ブロック	444,000		
							承継に伴う診療所	次のいずれかの面積 (無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡					
							改修等により療養病 床を整備する診療所	10,695千円×整備後の療養病床の病床数					
							療養病床療養環境改 善事業	(機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 1㎡×療養病床数 (浴室) 浴室1か所当たり 31,267千円	診療所	木造	362,000		
							介護老人保健施設及 び診療所	(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病 床数を限度)×11,046(13,255、5,523)千円 (併設診療所) 160㎡					
	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	△	×	○	○	0.50	補強	(補強) 2,300㎡×108,900円 (免震化工法の場合2,300㎡×119,830円) (1s値0.4未満) 2,300㎡×517,800円 (免震化工法の場合2,300㎡×569,660円)				基幹災害拠点病院の新築、増改 築に伴う補強及び既存建物の補 強に要する工事費等	
						0.33	備蓄倉庫	214,255千円				備蓄倉庫整備に要する工事費等	
							非常用自家発電装置	196,311千円				非常用自家発電装置整備に要す る工事費等	
						0.50	受水槽	180,908千円				受水槽整備に要する工事費等	
						0.33	研修部門	164,814千円				研修部門整備に要する工事費等	
							ヘリポート	193,225千円				ヘリポート整備に要する工事費 等	
						0.50	給水設備	85,071千円				給水設備に要する工事費等	
						0.33	燃料タンク	39,231千円				非常用自家発電装置の燃料タン クの増設又は補強等に要する工 事費等	

医療提供体制施設整備交付金概要（令和８年度）

事業 分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種 目	1 医療機関当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実 面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実 面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする）	種目等	構造別	単価	対象経費
		独法	公立	公的	民間							
事業	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	△	×	○	○	0.50	補強	(補強) 2,300㎡×108,900円 (免震化工法の場合2,300㎡×119,830円) (1s値0.4未満) 2,300㎡×517,800円 (免震化工法の場合2,300㎡×569,660円)				地域災害拠点病院の新築、増改 築に伴う補強及び既存建物の補 強に要する工事費等
						0.33	備蓄倉庫	60,434千円			備蓄倉庫整備に要する工事費等	
							非常用自家発電装置	196,311千円			非常用自家発電装置整備又は更 新に要する工事費等	
						0.50	受水槽	180,908千円			受水槽整備又は更新に要する工 事費等	
						0.33	ヘリポート	104,292千円			ヘリポート整備に要する工事費 等	
						0.50	給水設備	85,071千円			給水設備に要する工事費等	
	(18) 治験施設施設整備事業	△	×	×	○	0.33	治療専門外来	100㎡	治療専門外 来	鉄筋コンクリート	558,000	治験施設の新築、増改築、改修 に要する工事費等
							ブロック	444,000				
							治療管理部門	75㎡	治療管理部 門	鉄筋コンクリート	558,000	
										ブロック	444,000	
	(28) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	△	×	○	○	0.33	非常用自家発電設備	196,311千円				非常用自家発電設備整備又は更 新に必要な工事費等
						0.50	受水槽	180,908千円			受水槽整備又は更新に必要な工 事費等	
							給水設備	85,071千円			給水設備整備に必要な工事費等	
						0.33	燃料タンク	39,231千円			非常用自家発電設備の燃料タン クの増設又は補強等に必要な工 事費等	
	(20) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	△	×	○	○	0.33		補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所 当たり 86,011千円				土砂災害危険か所に所在する医 療機関の新築、増改築に伴う補 強、既存建物の補強及び防護壁 の設置等に要する工事費等
	(21) 医療施設等耐震整備事業	△	×	△	○	0.50	病院	(補強) 2,300㎡×108,900円 (免震化工法の場合2,300㎡×119,830円) (1s値0.4未満二次救急医療施設・1s値0.3未満施設) 2,300㎡×517,800円				医療施設等耐震整備として必要 な新築、増改築に伴う補強及び 既存建物の補強に要する工事費 等
							看護師等養成所	(補強) 2,300㎡×83,100円 (免震化工法の場合2,300㎡×91,470円) (1s値0.3未満) 2,300㎡×395,700円			医療施設等耐震整備として必要 な新築、増改築に伴う補強及び 既存建物の補強に要する工事費 等	
							地震防災対策特措法 に基づく5箇年計画 に定められた医療施設	2,300㎡×108,900円 (免震化工法の場合2,300㎡×119,830円)			耐震化を必要とする医療機関の 新築、増改築に伴う補強及び既 存建物の補強に要する工事費等	
	(23) アスベスト除去等整備事業	△	×	○	△	0.33	—	アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積×61,000円				アスベスト等の除去等に要する 工事費等
	(24) 医療機器管理室施設整備事業	△	×	×	○	0.33	—	80㎡		鉄筋コンクリート	558,000	医療機器管理室の新築、増改 築、改修に要する工事費等
	(25) 地球温暖化対策施設整備事業	△	×	○	○	0.33	—	117,856千円				地球温暖化対策に資する施設整 備に要する工事費等

医療提供体制施設整備交付金概要（令和8年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1 医療機関当たり基準額 （面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする）	種目等	構造別	単価	対象経費
		独法	公立	公的	民間							
	(29) 医療施設浸水対策事業	△	○	○	○	0.33	医療用設備の移設	55,400千円				医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に要する工事費等
							電源設備の移設	43,717千円				電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に要する工事費等
							止水板・防水壁の設置	77,867千円				止水板等の設置に要する工事費等
							排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	30,326千円				排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費等
重C 関する 医療 事業 等 に の	(26) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	△	×	○	○	0.50	—	80㎡		鉄筋コンクリート	558,000	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費等
										ブロック	444,000	
										木造	362,000	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。
※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等
「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人
「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会
「民間」…上記以外の者
○…交付金事業者となり得る
△…交付金事業者となり得る機関となり得ない機関がある
×…交付金事業者となり得ない

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和８年度）

事業分類	事業区分	事業者				補助率	種目	１か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
対救策急事医療	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	○	○	○	○	1/2	—	個別にお問い合わせください。	事業に必要な給与費、備品購入費等
保看護対策職事員業確	外国人看護師候補者就労研修支援事業	○	○	○	○	定額	—	（日本語習得支援事業）候補者等１人当たり 117千円 （就労研修支援事業）１か所当たり 461千円	事業の実施に必要な指導者経費等
設医療整備提供体制	小児集中治療室設備整備事業	○	○	○	○	1/3	医療機器	11,550千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	○	○	○	○	1/2	病院救急車	個別にお問い合わせください。	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費
	地域療育支援施設設備整備事業	○	×	○	○	1/2	医療機器	3,300千円×病床数（10床を限度）	地域療育支援施設として必要な医療機器等の購入費
	共同利用施設設備整備事業（公的医療機関等による共同利用施設）	○	×	○	○	1/3	共同利用高額医療機器	222,000千円	公的医療機関等による必要な共同利用高額医療機器の購入費
	基幹災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	1/3	緊急車両	31,865千円 ※外部給電器購入で2,200千円加算	緊急車両購入費（携行式応急用医療資器材、テント、発電機等設備、外部給電器を含む。）
	地域災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	1/3	緊急車両	31,865千円 ※外部給電器購入で2,200千円加算	緊急車両購入費（携行式応急用医療資器材、テント、発電機等設備、外部給電器を含む。）
	医療施設非常用通信設備整備事業	○	×	×	○	1/3	通信設備	741千円	災害時における通信手段の確保に要する通信設備購入費
	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	○	○	○	○	1/3	医療機器等	19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費
							緊急車両	31,685千円	緊急車両の購入費
	人工腎臓装置不足地域設備整備事業 ※関係医療機関へ別途意向調査を実施	○	×	○	○	1/3	人工腎臓装置	（多人数用）14,080千円 （単身用）7,150千円	人工腎臓装置の購入費

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和８年度）

事業 分類	事業区分	事業者				補助率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
トア 業 策 ベ 事 ス	アスベスト除去等整備促進事業	○	○	○	○	定額	－	1 棟当たり250千円	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費
促テ医 進ナ療 事活コ 業用ン	医療コンテナ活用促進事業	○	○	○	○	1/2	－	11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の購入、運搬・設置料

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…事業者となり得る

△…事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…事業者となり得ない

医療施設運営費等補助金概要（令和8年度）

事業区分		補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
へき地保健医療対策事業等	へき地診療所運営事業	○	○	○	○	2/3(独法・民間は1/3)	事務費	6,200千円＋(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額)25千円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な経費
							研究費	65(130、195)千円	医学研究及び学会出席に必要な経費
							医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な経費
							情報通信機器等経費	(ファクシミリ) 37,290円×稼動月数(導入初年度は45,450円を加算) (情報通信機器等)297,430円×稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な経費
	へき地巡回診療車(船)運営事業	×	○	○	×	1/2	-	巡回診療実施日数×(巡回診療車:58千円、歯科巡回診療車:63千円、巡回診療船:協議による)	へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な経費
	へき地保健指導所運営事業	×	○	×	×	1/2	給与費	(職員基本給等)4,641千円 (寒冷地手当)国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な経費
							保健指導事業費	342千円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な経費
							情報通信機器経費	8,700円＋2,390円×稼動月数(導入初年度は40,000円を加算)	情報通信機器の維持運営に必要な経費
	へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)運行支援事業	×	○	○	×	1/2	運行経費	患者輸送車1か所当たり 765,000円 患者輸送艇1か所当たり 1,289,000円 患者輸送航空機1回当たり 3,092,000円	へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)の運行に必要な経費
	へき地診療所医師派遣強化事業	○	○	○	○	1/2	人件費 旅費	医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	へき地診療所医師派遣強化事業に必要な経費
	オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業	○	△	△	○	1/2	医療活動費	(オンライン診療従事者経費) 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 (巡回診療等自動車経費) 3,700円×延回数(D to P with N形式で行う場合のみ)	オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業に必要な経費
							情報通信機器等経費	494,604円×稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な経費
	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業	○	○	○	○	1/2	人件費 委託費	(支援側医療機関)22,359千円 (依頼側医療機関)1,436千円	事業に必要な職員基本給、諸手当、委託費(システム運用経費、システム保守経費)等
専門医認定支援事業	専門研修プログラムの策定	○	○	○	○	1/2	給与費、旅費 委託費	1プログラム当たり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な経費
	医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等	○	○	○	○	1/2	給与費、旅費	3,200千円 (産科・小児科の場合 4,600千円)	指導医の派遣等に必要な経費
	研修医療機関に対する指導医の派遣等	○	○	○	○	1/2	給与費 旅費	3,200千円 (産科・小児科の場合 4,600千円)	指導医の派遣等に必要な経費
	へき地・離島等における総合診療研修	○	○	○	○	1/2	旅費	322千円(往復分)	へき地・離島等における総合診療研修に必要な経費
	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	△	△	△	△	2/3	-	6,200千円＋(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額)25千円×訪問看護日数	診療所の地域への定着に必要な経費

医療施設運営費等補助金概要（令和 8 年度）

事業区分		補助事業者				国補助率	種目	1 か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
	重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業	○	○	○	○	2/3	-	61,000円×延日数	支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な経費
	重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業	○	○	○	○	2/3	-	60,000円×日直・宿直回数	土曜、日曜、祝日の代替医師の雇上げに必要な経費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…（間接）補助事業者となり得ない